

J A 配 置 薬 約 款

(約款の適用)

- 第1条 北海道厚生農業協同組合連合会（以下、本会という）はJ A 配置薬約款（以下、本約款という）を定め、これに基づき農協組合員等の利用者（以下、配置先という）への配置薬、健康食品、衛生材料、保健用品、日用品等（以下、健康食品、保健用品、日用品等をまとめて「健康食品等」といい、配置薬と健康食品等をまとめて「配置薬等」という）の配置・販売を行い、配置先は、本約款を承諾の上、配置薬等を利用します（以下、本契約という）。
- 2 本会は、配置先のご家庭等に本会が所有する配置薬等をお預けし、ご利用になった配置薬等のみ精算させていただきます。第4条に記載する配置薬推進員が配置先に伺い、配置薬等を点検した時点で使用期限が7カ月未満となった未開封の配置薬等（ただし、代金を支払い済みの健康食品等を除く。）は、無償で交換いたします。

(約款の変更)

- 第2条 本会は、変更が配置薬等の販売等契約の目的に反せず、かつ、法令の変更、経済情勢・経営環境の変化等を踏まえ合理的な場合には、変更後の約款をインターネットの利用その他の適切な方法により周知した上で、本会の都合で本約款を変更することがあります。この場合、配置先は変更後の約款の適用を受けるものとします。

(配置薬等の利用)

- 第3条 配置先は、お預けした本会所有の配置薬等を必要な時に、必要な数量をご利用いただけます。
- 2 配置先が配置薬等をご利用いただく際には、配置薬等の包装または箱等に記載されている期限及び配置薬等の取扱説明書等を確認し、期限内であること、用法・用量等を遵守した上で配置薬等をご利用いただきます。

(配置薬等の代金精算)

- 第4条 本会の配置薬推進員が定期的に配置先にお伺いし、お預けした配置薬等の点検・補充いたします。その際にご利用になられた代金を精算いたします。
- 精算は1箱単位で、配置薬等は包装もしくは箱を開封した時点で、配置薬等の所有権は本会に留保されたまま配置先へ引き渡され、その後、本会の配置薬推進員が訪問し開封を確認した時点で代金が発生し、開封を確認した配置薬等の所有権が配置先に移転いたします。なお、医薬品以外の健康食品等は、その場で販売し代金を精算することが出来ます。

(代金の支払方法)

- 第5条 配置及び販売の代金は次のいずれかの方法でお支払いいただきます。なお、現金による支払いは、原則としてご利用いただけません。
- 1) 組合員勘定
 - 2) J A の貯金口座からの引き落とし
 - 3) J A 以外の預貯金口座からの引き落とし
 - 4) その他本会が定めるお支払方法（コンビニ払いなど）

(不良品等の交換)

- 第6条 お預けした配置薬等に不良品があった場合や巡回時に期限切れと確認された場合は無償で交換し、利用代金は請求いたしません。但し、配置先で開封した配置薬等、または配置先で開封した後、期限が切れた配置薬等は交換の対象となりません。

(配置薬等の管理)

- 第7条 配置先は、お預けした配置薬等を、高温、多湿な場所を避けるなど善良な管理者の注意をもって保管し、第三者に販売、利用等させてはなりません。
- 2 紛失あるいは故意又は過失による配置薬等の変質については、代金を請求いたします。なお、風水害、火災等による配置薬等の毀損、滅失の際は、罹災状況を公的書面等で確認できた場合は代金を請求いたしません。

(配置薬等の価格)

- 第8条 本会の配置薬等の価格は「J A 配置薬代金精算書」に消費税込で表示しています。また、主要な配置薬等については「J A 配置薬のご案内」に消費税込の価格を表示しています。なお、消費税率が変更となった場合は、精算時点での税率により代金を請求いたします。

(住所等の変更)

- 第9条 配置先は、住所、氏名、電話番号等の内容に変更が生じた場合、または長期間にわたりご不在となる場合は、配置薬推進員に通知するものとします。

(点検への協力)

- 第10条 配置薬等は法令により定期点検が必要とされており、1年に2回は点検にご協力をいただきます。前条で長期間にわたりご不在となる旨通知いただいた場合を除き長期間点検をさせていただけない場合は、本契約を解約し、精算のうえ配置した配置薬等を回収いたします。

(配置箱の返却)

第 11 条 本会の配置薬等がご不要となった場合は、配置薬推進員にお知らせください。精算のうえ、配置箱の返却を承ります。

なお、本会に連絡なく配置薬等及び配置箱を破棄した場合には、期限切れの有無を問わず配置薬等の代金全額を負担していただきます。

(クーリングオフ)

第 12 条 健康食品等でその場で販売した商品について、返品をご希望の場合には、未開封、未使用の状態に限り返品を承り、代金を返金いたしますので、販売日(代金精算書の発行日)より 8 日以内に配置薬推進員までお申し出ください。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 個人情報の収集、利用について

・配置先の個人情報は、配置薬等の提供に必要な範囲において、次の目的で収集・利用いたします。

- 1) 配置先の皆様の健康の維持増進のため
- 2) 事業の事務管理と運営のため
- 3) 医療や介護、配置薬推進事業の向上に寄与するため
- 4) 外部監査機関への情報提供

2. 個人情報の第三者提供について

・配置先の個人情報は、あらかじめ同意をいただくことなく、第三者に提供することはいたしません。但し、上記 1 の利用目的に該当する場合は、配置先から特にお申し出がない限り、配置薬等の提供に必要な範囲において、配置先の個人情報を第三者提供いたします。

3. 安全管理に対する措置について

・本会では、配置先の個人情報に適切な安全管理措置を講じ、個人情報を漏えい、滅失、棄損などのないよう管理してまいります。

4. 業務委託

・業務の一部を外部に委託しており、委託先が配置先の個人情報を取り扱う場合がございます。その際に個人情報の保護と管理が適切に行われていることを本会の責任において監督します。

・利用料金の引き落しの業務委託に関する情報を当該金融機関・J A へ提供いたします。

5. 配置先の皆様の権利について

・配置先は、ご自身の個人情報を開示、訂正、追加、削除する権利、および利用を停止する権利がございます。

・具体的な手続き、及び個人情報に関する苦情等につきましては、本会配置薬課までお申し出ください。

(契約の解除)

第 14 条 本会は、配置先が本約款の条項のいずれかに違反し、配置先において改善の見込みがない場合には、本契約を解除することができます。

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 本会と配置先は本契約時において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等のいわゆる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。また、双方いずれかが反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本契約を解除することができ、これによる相手方の損害を賠償する責を負わないものとします。

札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地
北海道厚生農業協同組合連合会
電話 0120-99-4193 (通話無料)
(受付時間 平日 8:30~17:00)